

令和4年 7月19日(火)

令和4年河南町議会7月臨時会議会議録

(第 1 号)

河 南 町 議 会

令和4年河南町議会7月臨時会議会議録

年 月 日 令和4年7月19日（火）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

1番	高田	伸也	2番	松本	四郎
3番	河合	英紀	4番	大門	晶子
5番	力武	清	6番	佐々木	希絵
7番	廣谷	武	8番	浅岡	正広
9番	福田	太郎	10番	中川	博

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田	昌吾
副 町 長	城田	国昭
教 育 長	中川	修
総合政策部長	渡辺	慶啓
総務部長	多村	美紀
住民部長	福田	新吾
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	田村	夕香
まち創造部長	安井	啓悦
まち創造部理事	日根	直哉
総合政策部秘書企画課長	森口	竜也
総合政策部危機管理室長	木矢	哲也
総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長	田中	啓之
総務部人事財政課長	後藤	利彦
総務部契約検査室長	岩根	有津佐
総務部副理事兼施設営繕課長	牧野	勉
総務部副理事兼まち創造部副理事	西本	伸二
住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長	北野	朋子
住民部保険年金課長	桶本	和正

住民部 税務課長	渡 辺 恵 子
健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長	和 田 信 一
健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長	辻 元 哲 夫
まち創造部地域整備課長	藤 木 幹 史
まち創造部農林商工観光課長併農業委員会事務局長	池 添 謙 司
まち創造部副理事兼都市環境課長	大 門 晃
(出 納 室)	
会計管理者兼出納室長	中 筋 美 枝
(教育委員会事務局)	
教 ・ 育 部 長	湊 浩
教 ・ 育 部 教 育 課 長	中 海 幹 男
教 ・ 育 部 こ ども 1 ば ん 課 長	山 田 恵
教 ・ 育 部 生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長	森 弘 樹
教 ・ 育 部 副 理 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	梅 川 茂 宏

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	谷 道 広
課 長 補 佐	門 林 純 司

会議録署名議員

4 番 大 門 晶 子
5 番 力 武 清

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 5 まで、及び追加日程

令和4年河南町議会7月臨時会議

令和4年7月19日（火）午前10時開議

議 事 日 程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	6
日程第2	会議期間の決定について	6
日程第3	諸般の報告	6
日程第4	委員会提出議案第1号 河南町議会委員会条例の一部を改正する 条例の制定について	7
追加日程第1	選任第1号 総務建設常任委員会委員の追加選任について	10
追加日程第2	選任第2号 福祉文教常任委員会委員の追加選任について	10
日程第5	議案第8号 和解について	11

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

皆さんおはようございます。

それでは、これより令和4年河南町議会7月臨時会議を開催します。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（浅岡正広）

本臨時会議に対する説明員の通知、議会運営委員会の審議結果、また会議日程、議事日程及び例月出納検査の結果報告は、タブレット889、令和4年7月19日、7月臨時会議のフォルダに送信しています。ご確認ください。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、4番 大門議員、5番 力武議員を指名します。

○議長（浅岡正広）

日程第2 会議期間の決定についてを議題といたします。

去る7月15日に開催されました議会運営委員会の審議結果のとおり、本臨時会議の会議期間につきましては本日1日にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、本臨時会議の会議期間は本日1日と決しました。

○議長（浅岡正広）

日程第3 諸般の報告を議題とします。

諸般の報告は、監査委員から5月分の例月出納検査の結果報告がありました。いずれも正

確に処理されていたという内容でした。監査委員、また議員選出監査委員である高田議員におかれましては、お疲れさまでございました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

ここで、令和4年河南町議会7月臨時会議の開催に当たり、町長から挨拶の申出がありましたので、これをお受けいたします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日、令和4年河南町議会7月臨時会議に際しまして、議員の皆様には何かとお忙しい中ご出席を賜り、ありがとうございます。本臨時会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨日、新型コロナウイルスワクチンの4回目の集団接種を行いました。1,053人に昨日は接種をしたということでございます。7月にあともう一日いたしまして、8月、9月で希望される方に順次接種を進めていきたいというふうに考えております。

本臨時会議にご提案申し上げます案件でございますけれども、和解についてでございます。本件は、平成28年12月1日付で契約を締結いたしました河南町立小学校統合他改修工事設計業務委託契約に関しまして実施設計図書に瑕疵があったため、損害賠償請求訴訟を提起させていただいた件でございます。本年、令和4年6月29日に裁判所の調停委員会で和解案が提示されましたので、本議案をお諮りさせていただくものでございます。

本件につきましては、令和2年11月に町議会の議決をいただき、訴訟を行ってまいりました。この間、皆様方には長らくご心配をおかけしましたこと、誠に申し訳なく思っております。

詳細につきましては後ほど担当者から説明させますので、ご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第4 委員会提出議案第1号 河南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号については委員会付託を省略し、本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第4 委員会提出議案第1号 河南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福田議員。

○9番（福田太郎）（登壇）

皆さん、おはようございます。

ただいまから委員会提出議案について説明をさせていただきます。

それでは、タブレット889、令和4年7月19日、7月臨時会議の資料について、委員会提出議案第1号をお開きください。

それでは、提出理由の説明を申し上げます。

まず、提案に至った経緯であります。議会改革特別委員会において、総務建設常任委員会及び福祉文教常任委員会の定数を、現行の6人を議長を除く9人とすることに決定しましたので議会運営委員会においてお諮りいただきたいと、令和4年4月27日付、委員長から議長、議会運営委員長宛てに申入れがありました。それを受けて議会運営委員会で審査を重ね、本日、委員会条例の改正を地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出することになりました。

それでは、改正案について説明させていただきます。

委員会提出議案第1号

河南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

河南町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年7月19日提出

提出者 河南町議会運営委員会

委員長 福田太郎



それでは、

令和4年度河南町条例第 号

河南町議会委員会条例の一部を改正する条例

河南町議会委員会条例（昭和62年河南町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正内容については、新旧対照表にて説明します。

第2条第1号中、総務建設常任委員会6人を議長を除く9人に、また、同条第2号中、福祉文教常任委員会6人を議長を除く9人に改めるものです。

附則として、

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（総務建設常任委員会及び福祉文教常任委員会委員の任期の特例）

2 この条例による改正後の河南町議会委員会条例に基づき、最初に選任される総務建設常任委員会及び福祉文教常任委員会委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、この条例による改正前の河南町議会委員会条例に基づき選任された常任委員の任期満了の日と同日に満了するものとする。

この改正により新たに選任された委員の任期については、現委員と同日としております。

以上、提案とさせていただきます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。福田議員、その場でしばらくお待ちください。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

福田議員、議席にお戻りください。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅岡正広）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで、10時30分まで手続上休憩を取らせていただきます。

休 憩（午前10時12分）

~~~~~

再 開（午前10時30分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

先ほど河南町議会委員会条例の一部を改正する条例が可決されましたので、私、浅岡は総務建設常任委員会委員を辞任したいと思います。

委員の辞任を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、委員の辞任を許可することに決しました。

お諮りします。

同じく河南町議会委員会条例の一部を改正する条例が可決されましたので、総務建設常任委員会委員の追加選任についてと福祉文教常任委員会委員の追加選任についてを日程に追加し、日程第5 議案第8号より先に審議したいと思いますますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上2件を日程に追加し、議案第8号より先に審議することに決しました。

新たな議事日程をタブレットに送信していますので、ご確認をお願いします。よろしいですか。

お諮りします。

追加日程第1 選任第1号 総務建設常任委員会委員の追加選任についてと追加日程第2

選任第2号 福祉文教常任委員会委員の追加選任についての2件を会議規則第37条の規定により、一括議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上2件を一括議題とすることに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

委員会条例第7条第2項の規定により、総務建設常任委員会委員、福祉文教常任委員会委員の追加選任を行います。

総務建設常任委員会委員には河合議員、大門議員、佐々木議員、廣谷議員、以上の4名を、また福祉文教常任委員会委員には力武議員、福田議員、中川議員の以上3人を指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、指名のとおり追加選任することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第5 議案第8号 和解についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。多村部長。

○総務部長（多村美紀）

それでは、タブレット891、令和4年7月14日議案送付、7月臨時会議、3ページをお開きください。

では、説明させていただきます。

議案第8号

和解について

大阪地方裁判所令和3年（ワ）第1876号損害賠償請求事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年7月19日提出

河南町長 森田昌吾

後の2、事案の概要にて提案理由とさせていただきます。

1. 当事者

原告 河南町

被告 大阪浪速区元町二丁目2番12号

株式会社阿波設計事務所 代表取締役 瀬尾忠治

2. 事案の概要

平成28年12月1日に締結した河南町立小学校統合他改修工事設計業務委託契約の契約相手方「株式会社阿波設計事務所」が作成した実施設計図書に瑕疵があったため、河南町立小学校統合他改修工事において施工業者から大阪府建設工事紛争審査会に調停申請書が提出された。その調停の結果、町は施工業者に和解金として、金519万1,991円の支払い債務が生じた。町は、契約相手方に設計業務委託契約書第37条第1項の規定により負担を求めたが、被告が応じなかったため、本件損害賠償請求訴訟を令和3年2月26日に提起した。以降、口頭弁論、調停委員会を経て、令和4年6月29日の第7回調停委員会で大阪地方裁判所から、次の調停事項が示されたことを受け、株式会社阿波設計事務所と和解する。

めくっていただきまして、

3. 調停条項

- (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として、350万円の支払い義務があることを認め、これを令和4年8月31日限り、原告の指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (2) 原告は、被告に対し、本調停の席上において、被告から預かった小切手（特定略）を返還し、被告は、これを受領した。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。なお、原告は、被告について、本件を原因とする指名停止処分はしない。
- (5) 訴訟費用及び調停費用は各自の負担とする。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、提案に関してのみ、質疑があればお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

なければお諮りします。

ただいま上程のありました議案第8号の議案審査については、会議規則第39条第1項の規定により、総務建設常任委員会に付託することにしたと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は総務建設常任委員会に付託し、審査することに決しました。

ここで暫時休憩します。休憩の間、総務建設常任委員会の開催をお願いします。正副委員長及び各委員におかれましては、よろしく審査をお願いいたします。

休 憩（午前10時38分）

~~~~~

再 開（午後 1時15分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、総務建設常任委員会委員長から委員会の審査結果報告を求めます。松本委員長。

○総務建設常任委員長（松本四郎）

総務建設常任委員会委員長、松本四郎。

これより総務建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本日の定例会議で当委員会に付託を受けました案件は、議案第8号 和解についてです。

委員会を開き、慎重に審査を行いました。その結果について報告申し上げます。

議案第8号 和解については、討論なしで採決に入り、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、議案第8号 和解についての審査結果報告を終わります。

なお、議長を除く議員全員が委員であり、十分慎重に審査願ったと思っております。

記録は事務局に整理させておりますので、後日、ご覧いただければ結構かと思います。

また、理事者におかれましては、当委員会中、委員より指摘並びに要望等が出ておりました事項につきましては、精査されるよう委員長より申し添えます。

以上で総務建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（浅岡正広）

総務建設常任委員会松本委員長の審査報告が終わりました。慎重なる審査、お疲れさまでした。しばらくその場でお待ちください。

議長を除く全議員が委員として十分に審査をしていただきましたので、質疑を省略し、討論に入ります。

松本委員長、議席にお戻りください。

これより討論、採決に入ります。

最初に、議案第8号 和解についての討論に入ります。佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

議案第8号 和解について、反対の立場で討論いたします。

今まで、同様のミスで町住民に与えてきた損害がすごく大きいということ、それに対して対策をどんなふうにとっていくのかということをも求めたんですけども、大方、職員の研修というところで、有効に、住民に分かりやすい対策というのは何も打たれないということですね。今後も大きく状況が変わらないのなら、その額は今回得られる350万円よりも大きくまだまだ損害が出てくるということが十分に予想できます。

今回これで通ってしまっただけで賛成全員で終わってしまったらきっと住民は納得しないと私は思いますので、反対いたします。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

大門議員。

○4番（大門晶子）

この議案に賛成の立場から討論いたします。

和解とは、当事者が互いに譲歩して、生じている争い事をやめることを約束する有償・双務・諾成契約だと示されており、これは民法第695条なのですが、訴訟上の和解は、訴訟係属中に当事者双方がその対立する主張やお互いに譲歩することによって訴訟を終了させる旨の合意だということのようでもあります。

公共工事の設計ミス責任を求める調停も参考に調査したのですが、阪神高速大和川線の工事をめぐり大阪府が賠償を求めた事例などをはじめとして、裁判所の働きかけを受け、多数の訴訟において和解の試みがなされています。

いずれも裁判長の指揮の下、訴訟代理人である弁護士が出頭し、事前に裁判所に提出した準備書面に基づく主張を述べ、その主張を裏づけるための証拠を提出するなど、それに応じて弁論を繰り返し、侵害と侵害論の終了段階または弁論終結前後に到達したことにより、裁判所の心証を原被告に開示した上で、書面により、その心証が反映された和解案が示されていました。

本町の場合も同様で、今般、口頭弁論の終結時との判断がなされ、裁判官から和解案が提示されたものとするなら、多くの事例でも、和解案を原被告双方が検討した上で最終的に裁判所が和解調書を作成し、和解調書は確定判決と同一の効力を有するとなっていることから、民法第276条、この手続をしますということで双方が合意し和解となっていると理解し、和解である以上、その内容や考え方にもよりますが、それに応じることは決して負けではありませんし、それよりも、訴訟の過程において相手方と和解することはメリットがあると考え、賛成といたします。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上で、本臨時会議の議事日程は全て終了しました。

本臨時会議の閉議に際し、森田町長より挨拶の申出がありましたので、これをお受けします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）

令和4年河南町議会7月臨時会議の閉議に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、本臨時会議におきましてご提案をさせていただきました和解につきまして、慎重審議の上ご可決を賜りましてありがとうございます。

議員の皆様におかれましては、時節柄コロナに十分ご留意いただき、ご活躍されんことをお祈り申し上げまして、閉議のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

本臨時会議の会議において字句等の修正がありましたら、議長において修正いたします。

それでは、これをもちまして令和4年河南町議会7月臨時会議を閉じまして、散会とします。皆様お疲れさまでした。

午後1時22分閉議

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

署名議員（4番）

署名議員（5番）